

介護予防・日常生活支援総合事業の利用に関する取扱い

(趣旨)

第1条 この取扱いは、市の被保険者の適切な介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）の適切な利用を促進し、もって市の介護保険事業の円滑な推進を図るため、介護予防・日常生活支援総合事業を対象被保険者が利用する際の基準について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この取扱いにおいて使用する用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号）、土浦市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年告示第30号）及び土浦市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定等に関する要綱（平成29年告示第31号）において使用する用語の例による。

(利用回数)

第3条 総合事業の利用については、次の各号に掲げる利用サービス及び利用者の区分に応じ、それぞれ定める。

- (1) 基準型訪問サービス事業、緩和型訪問サービス事業
 - ア 要支援2の利用者 原則週2回（基準型訪問サービス事業のみ）
 - イ 要支援1、事業対象者の利用者 原則週1回
- (2) 基準型通所サービス事業、緩和型通所サービス事業
 - ア 要支援2の利用者 週2回（基準型通所サービス事業のみ）
 - イ 要支援1、事業対象者の利用者 週1回

(利用条件)

第4条 前条におけるサービスの利用については、次の各号により利用するものとする。

- (1) 事業対象者が前条に定める利用回数を超えてサービスの利用を希望する場合には、要支援認定を受けることとする。
- (2) 前条第2号におけるサービスを利用する場合であって、基準型通所サービス事業を利用する場合は、緩和型通所サービス事業は利用できないものとする。また、緩和型通所サービス事業を利用する場合は、基準型通所サービス事業は利用できないものとする。
- (3) 前条のサービスを利用する利用者に関わる介護予防支援事業者及び介護予防ケアマネジメント事業者は、前条各号及び前号について理解を深め、利用者への支援に努めるものとする。

付 則

この取扱いは、令和8年7月1日から適用する。